

ドメイン名に係る不正行為

1 不正競争行為

不正競争防止法（以下「法」という。）は、不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的（図利加害目的）で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有し、又はそのドメイン名を使用する行為を不正競争としています（法2条1項19号）。

特定商品等表示とは、人の業務に係る氏名、商号、商標等の商品・役務を表示するものをいい、自他識別機能や出所識別機能を有しない普通名称や慣用表示はこれに該当しません。

取得とは、経済産業省によれば、ドメイン名登録機関に対し、ドメイン名の使用を請求できる権利を取得することのほか、ドメイン名の登録を認められた第三者から移転を受けてドメイン名を使用する権利を有することや使用許諾を受けることをいう。

保有とは、ドメイン名を使用する権利を継続して有することをいう。

2 民事上の措置

他人に図利加害目的でドメイン名を使用等され、営業上の利益を侵害されている者（以下「請求人」と呼びます。）が提訴する場合と、被疑不正競争者が提訴する場合があります。

(1) 請求人が提訴する場合

請求人は、ア差止、イ廃棄等請求、ウ損害賠償、エその他の請求をするために、以下の各事実について主張立証責任を負います。

ア. 差止請求（法3条）

- ①請求人が特定商品等表示を使用していること。
- ②被疑不正競争者が、上ドメイン名を使用する権利を取得・保有、又はそのドメイン名を使用していること。
- ③上記①②の特定商品等表示が同一又は類似であること。
- ④不正の利益を得る目的又は他人に損害を加える目的があること。
- ⑤被疑不正競争者の行為により、請求人の営業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあること。

イ. 廃棄等請求（法 3 条）

請求人は、差止請求と併せて、侵害行為を組成した物の廃棄や、侵害行為に供した設備の除去等必要な請求ができます。ドメイン名の登録抹消を認めている裁判例もあります（知財高裁令和 2 年 1 月 29 日）。

ウ. 損害賠償請求（法 4 条、5 条）

差止請求と併せて請求する場合、上記「ア①～⑤」に加え、以下の主張立証が必要です。損害賠償のみの場合、上記「ア①～④」に加え、以下の主張立証が必要です。

- ⑤被疑不正競争者の行為により、請求人の営業上の利益が侵害され、損害が発生したこと。
- ⑥被疑不正競争者に故意又は過失があること。
- ⑦損害の額。

法 5 条 2 項又は 3 項に定める事実を主張立証すれば、損害額が推定されます。

エ. その他の請求

故意又は過失による被疑不正競争者の不正競争行為により営業上の信用を侵害された場合、その信用を回復するのに必要な措置を求める請求ができます（法 14 条）。

（2）抗弁

被疑不正競争者が抗弁を主張する場合、当該事実につき主張立証責任を負います。

（3）被疑不正競争者が提訴する場合

差止請求権や損害賠償請求権の不存在確認の訴えが考えられます。

以上